

本資料は、第6回研究会（2015年10月22日）において、中村仁・日本商工会議所・東京商工会議所広報部長が使用したものである。内容は、上海日本商工クラブが上海浦東新区政府（自由貿易試験区を管轄する政府）に提出した質問状への回答である。赤字が新区政府の回答内容となっている。

上海自貿区のエリア拡大に関する質問項目への回答

上海日本商工クラブ：

貴クラブが上海自貿区発展に注目し、並びに企業を組織し「自貿区拡大政策説明会」に参加したことに感謝する。日系企業が注目しているいくつかの問題について、我々が関連部門の意見を求め、次の通り回答する。参考にさせていただきたい。

1 全般

(1)管理体制

拡大エリアにおける政府管理体制については、既に進出している日系企業についても、各自貿試験区管理局に全て移管されたとの理解で宜しいでしょうか。

仮に、拡大エリアにおいて、引き続き浦東新区管理委員会に対する行政手続き等が残るものがあれば、教えて頂きたい。

回答：既に入居している日本企業はそれぞれの自貿試験区管理局に全部移管されているので、改めて浦東に行政手続きを提出する必要がない。

(2)旧自貿試験区と拡大エリアとの相違点

旧自貿試験区の政策として出されたもののうち、保稅関連のもの以外は全て拡大エリアにおいても有効であるとの理解で宜しいでしょうか。

仮に、拡大エリアにおいて、利用できない政策があるとすれば、教えて頂きたい。

回答：旧自貿試験区に対して打ち出した政策（保稅関連の政策を除く）のほとんどは拡大エリアにも適用されるが、電信の付加価値サービスに関する7条の開放措置は原保稅区にしか適用できないのような一部専門業界に限った規定は業界主管部門によって異なる。

(3)天津・福建・広東の3自貿区との政策面における比較において、拡大エリアを含む上海自貿区の優位性について教えて頂きたい。

回答：まず、上海自貿区の戦略的な位置づけはグローバルに向けて、世界各国と接続すること。各地の自貿区方案を比べたところ、天津、広東、福建三カ所の方案はそれぞれ京津冀（北京・天津・河北）、粵港澳（広東・香港・澳門）、台湾に向けて地域輻射連帯性を重視し、明らかに地域性を特化したものである。一方、上海自貿区の目標はFTAの国家戦略のために、新たなハイレベルの国際投資貿易規則を探りながら実践し、中国において開放度が最も高い自由貿易園区を築くことである。

また、上海自貿区は完備されている1級政府構造の元にシステムの的に政府機能の転換に推進されている。投資管理の改革に相応する進行中と事後の監督管理制度のイノベーションを強化する一方、自貿区が国際規則との接続をより深めることによって、着実に自貿区が透明度、知的財産権、法定機構、争い解決、政府調達、環境保護などの分野における探求と実験を進化し、開放型の経済的な構造とよりよく融合することを実現し、改革開放措置の実行により強く推進すること。

2 投資性会社の規制緩和

現在、投資性会社の設立には30百万米ドルの最低資本金が要求され、地域統括会社設立のネックとなっています、FTZに登記する場合にこのような最低資本金制度の緩和を行う計画はありますでしょうか。

回答:投資性会社の設立については、ネガティブリストに掲載されていないので、内外資統一の原則に基づいて、備案制度で実行する。

3 商流統括会社の規制緩和

香港やシンガポールでは中継貿易の形で商流を統括する日系企業がありますが、中国内では保税區企業にしか中継貿易は認められていません。保税エリア以外のFTZ(陸家嘴など)に登記する企業も中継貿易は可能になりますでしょうか?また、保税エリア以外のFTZにおいて、完全な保税業務は困難だと思えますが、条件付での保税業務が認められる可能性はありますでしょうか?

回答:認められない。

4 金融

(1) 上海国際金融センターと連動する方案

本年は上海自貿区での金融分野の改革が進展し、「一行三会」が関連部門と連携して上海国際金融センターと連動する方案を今秋目処に発表されると聞く。

(1) 人民元資本項目の自由化の先行的試行、(2) 個人の対外投資の実験、(3) クロスボーダー人民元使用の更なる拡大、(4) 金融業の出資規制の緩和などの開放の更なる拡大等が柱になると理解しているが、可能な範囲で現時点の案をご説明いただきたい。また、規制緩和が進むことによる企業あるいは個人にとってのメリットも併せて教えていただきたい。

回答:前期は、「一行三会」と上海市政府が共同研究・起草した『中国(上海)自由貿

易試験区金融開放革新の試行を一層推進し、上海国際金融中心の建設を加速するプラン」(即ち新 49 条)の中、全体的に主に 5 つの考えがある。一つ、人民元資本項目の兌換可能を先に試みに先行し、企業と個人が行う国内外の融資活動をさらに便利にする。二つ、人民元クロスボーダー使用を推進し、特に貿易、実業投資および金融投資の 3 つの方面を共に重視し、人民元の海外流通を積極的に推進する。三つ、引き続き金融サービス業の開放を拡大し、特に民間資本や外資系金融機関に対して開放を推進する。四つ、国際向け金融市場の建設を推進する。五つ、金融開放「安全網」の建設を推進し、金融監督メカニズムを完備する。現在、この案は既に国務院に提出し承認申請の手順通りに進んでいる。

(2) 「上海株権託管センター」

「上海株権託管センター」がすでに始動したと承知しているが、企業の利用状況や取引金額などについて教えていただきたい。

回答:2012 年 2 月、上海株式ホスティング(委託管理)取引センターが正式に成立した。それは上海市国際金融中心建設の重要な一部分であり、中国における多様な資本市場システム建設の重要な一環でもある。上海株取引センターが設立して以来、市場規模の拡大、及び市場影響力を向上させるため、市場発展の必要に基づき、業務種類を完備した。最初の E プレートの基礎の上に、更に 2013 年に Q プレートと私募債(エクイティ)を発売した。2014 年には PE / LP のシェアオファーを発売した。現在、上海においては世界科学技術革新中心の建設を推進するために、上海株取引センターが積極的に科学技術型企業の新プレート、革新型企業の新プレートを企画し、サービスを提供する。資金調達が難しい企業を助け、企業の素早い発展を促進する。

2015 年 6 月 30 日まで、上海株取引センターの関連データは次のとおり:

上場企業の数				取引状況		融資状況			会員数	投資者
上場企業の総数	うち E プレートの数	うち Q プレートの数	上場企業の地域分布	取引金額(億元)	取引株数(万株)	融資総額(億元)	うち持分融資額(億元)	うち債権融資額(億元)	会員総数	
5979	427	5552	31 の省・市	26.69	187864	89.66	66.36	23.3	1305	23493 戸

5 貿易・物流

(1) 通関分野の規制緩和の現状如何。

回答：上海税関は従来の 23 のイノベーション制度を基に、8 の施策を新たに導入した。

1. 税関行政執行リスト管理制。

試験区税関の権限を明確にし、「権力と責任の対等」原則に基づき、試験区の特徴に沿った税関行政権力リストと行政責任リストを作成し、率先して公布する。試験区における改革深化、行政簡素化の進み具合を見ながら、リスクリスト、内部認可管理等異なったリストを導入し、税関の行政執行を制度化、透明化、規範化させる。

2. 「ワンストップ」申告・検査制。

税関と CIQ との合同検査を推進しながら、効率と利便性の良い「ワンストップ」式申告・検査作業を行う。

一、申告段階。上海国際貿易「単一窓口」プラットフォームを通じ、貨物輸出入及び船舶寄港・出港の際、税関と CIQ の合同検査による「一回申告」を実現する。

二、検査段階。条件の整えた現場で税関・CIQ 合同検査における検査地、検査チーム、検査比率の「三つの融合」改革を優先に行い、両者の基準に合った検査地に「税関・CIQ 合同検査」看板を設置する；「合同検査チーム」を立上げ、実物に対する検査を行う；それぞれの検査基準を守りながら、高い基準を優先し、特別要求がなければ異なる比率を一本化して無駄な重複作業を避ける。

3. 「1 区登録、4 区経営」制。

従来区内 4 つの税関特殊監督管理区に登録した企業は登録地に限定して税関業務を行う制限を撤廃し、任意の 1 つの税関特殊監督管理区において登録し、与えられた税関登録コードをもってその他 3 つの税関特殊監督管理区で税関業務を行うことが出来、独立企業法人を新設する必要はない。

4. 美術品通関簡素化制度。

一、一線開放、書類なし通関。税関は輸出入の段階で美術品の批准文書を照合・確認しない、実質的な輸出入或いは区内外で展示する際に確認する。

二、美術品の関連批准文書に関し、従来、貨物ごとに批准文書が発行されるが、今後、文化広播影視当局が発行した批准文書を持って、有効期限内であれば、何回でも使える。数回に分けて区外で同じ展示会に出展する展示品に関して、企業が展示会批准文書を一括して提出し、税関は一括で審査し、逐一必要としない。

5. 商品分類行政裁定制度。「中華人民共和国海関行政裁定管理暫行弁法」に基づき、税関分類行政裁定を先行して行う。区内企業は貨物を輸出入の3ヵ月前に税関に申請し、税関は分類の行政裁定を行い、その裁定結果は全国で適用される。

6. 商品分類支援サービス。「中国（上海）自由貿易試験区知能分類検索システム」を構築し、微信、HPなどと連動して、税関の化学検査、商品の税番号、税率、分類手引き、手続きガイド、暫定分類、争議対処、税法に関する調整、アドバイスなどの情報を掲載し、企業の自主分類を助ける。

7. オフショア・アウトソーシング・サービス保税監督管理制度。

一、技術先進型サービス企業のみ税関の保税政策を享受できるという制限を緩和し、企業の参入基準を低くし、区内企業がオフショア・アウトソーシング・サービスを従事する過程における輸入貨物に対し、保税管理を行う。

二、生産・製造企業に対する伝統的な保税管理方式を改革し、研究・開発・設計等の企業が電子ハンドブックを設立し、自主的対外加工を進めることを認め、設計、研究、開発、生産、製造、包装、テストなどの企業からなる産業チェーンに対し、保税管理を行う。

8. 大口商品現物市場保税取引制度。大口商品現物を保税方式でマルチの取引、引渡を認め、第三者開示プラットフォームと税関ネットを連動させて大口商品の合同管理と担保融資業務を推進する。

（2）食品輸入規制（検査）の緩和の現状如何。

ア 食品の輸入基準の緩和や輸入品目の拡大に関する措置が実施される見通しを教えていただきたい。

イ 本年2月10日に開催された座談会では、30以上の措置が実施され、そのうち8の措置が全国に複製されたとの紹介があった。それらの措置を、座談会以降に実施された規制緩和措置があればその措置も含めて具体的に教えていただきたい。また、食品の輸入検査の緩和措置について、具体的な効果を教えていただきたい。

回答：実施されている41項の制度のうち、食品に関する制度は主に以下の5

項である。

1. 輸入貨物事前検査制度（事前検疫検査制度）

1. 2015年3月末までに、計20,911ロット、43.73億ドルの貨物に対して「事前検査」を実施し、関係企業は80社余りに達した。そのうち、610ロット、13,123トン、7,342万ドルの輸入食品と570ロット、3,173.3トン、13,584.4万ドルの輸入化粧品に対して「事前検査」を実施し、受益企業は41社に達した。貨物を区外に搬出する際の「待ち時間ゼロ」が実現され、通関時間を大幅に短縮した。例えば、輸入酒類の食品や化粧品の検査検疫プロセスは今までの15や12営業日から3営業日に短縮されることになった。

2. 輸入食品・化粧品の事前検査制度は2014年12月24日から上海口岸（通関地）特殊監督管理区域と保税倉庫に複製・普及された。2015年3月まで、計878ロット、25,229.6トン、10,280.6万ドルの輸入食品と667ロット、3,529.9トン、14,551.1万ドルの輸入化粧品に対して「事前検査」を実施し、受益企業は41社に達した。貨物を区外に搬出する際の「ゼロ待ち」は実現され、通関時間を大幅に短縮した。例えば、輸入酒類の食品や化粧品の検査検疫プロセスは今までの15・12営業日から3営業日に短縮されることになった。

2. 輸入食品検疫審査認可制度

国家品質監督検査検疫総局の授権を受け、2014年10月29日より、『中国（上海）自由貿易試験区における検疫検査措置の試行に関する認可』（質検通知（2014）第144号）別添16「自由貿易試験区入国動植物源性食品検疫審査認可の管理規定（試行）」に基づいて、上海の通関地で輸入動植物源性食品の検疫審査認可活動を開始した。2015年3月までに、計169社の輸入食品企業は申請して自貿区審査認可システムに登録・開通した。提示された入国動植物検疫許可証の申請書は1,937件である。上述申請に対して関連規則に則って厳しく査定して、計1,448件の「入国動植物検疫許可書」を批准・発行した。平均処理時間は7.45日で、即ち基本的には5～6営業日で審査認可を完成させる。

3. 輸入食品、化粧品サンプル分類監督管理制度

既に4月27日に同制度を上海の通関地で複製・普及させた。目下、ペプシアジア研究開発センターなど12社の食品企業とエステローダー（上海）商貿有限公司、ロレアル（中国）有限公司、ジボダン日用香料（上海）有限公司など12社の化粧品・食品添加剤企業はすでに輸入サンプルの快速通関の関連資格を獲得した。

4. 輸入食品、化粧品倉庫貯蔵企業分類監督管理制度

自由貿易区に成功の経験を収めた上で、4月20日に入国食品化粧品倉庫貯蔵企業分類監督管理制度を上海の通関特殊監督管理区域と保税倉庫に複製・普及させた。目下、輸入食品化粧品貯蔵、展示の登録資格を獲得した企業は20社で、届け出た企業は129社である。すべての登録・届け出た企業の名簿は上海局の

サイトで公表された。

5. 輸入動物源性食品生産、加工機構検査検疫監督管理制度

『上海自由貿易区入国動物源性食品生産、加工機構検査検疫監督管理方法』を起草・公表した。

(3) ECビジネス

上海自貿区ビジネスで関心が高まっているのがECビジネスである。上海自貿区でしかできないECビジネスのモデルとは何か紹介いただきたい。また、上海自貿区でECビジネスに関してどういった規制緩和が実施されたのか、さらに、ECビジネスに関する人民元決済システムの規制緩和が進まないため、参入困難とも聞くが参入の余地は残されているのか教えていただきたい。

回答：工業情報化部は2015年6月19日に、全国内のオンラインデータ処理及び取引処理業務（経営類電子商務）の外資持分比率の制限を開放し、外資持分比率は100%に至ることを通知した。自由貿易試験区内にあるいくつかの電子商務企業は既に許可されている。

ここでいう電子商務とは、通信ネットワーク（インターネットを含む）に関連する商品、サービスのプラットフォームを示す。

6 製造業

張江エリアは、科学技術やR&D、金橋エリアは、先端製造業の誘致が柱になっているが、今後、先行的な規制緩和が実施されるのか。

回答：外資投資の面について、特に管理措置はない。

張江エリアはハイテク、研究開発を中心とした産業リンケージ及び関連政策がある。

金橋は先進的な製造業を中心とした産業リンケージ及び関連政策がある。関連企業のより一層の発展ために利便性を提供しているが、企業の選択は自由で管理措置がない。市場参入について、自由貿易試験区では、同一のネガティブリストを参照することになる。

7 旅行業

旅行分野に関する実施細則が公布されていない状況であり、今後、実施細則が公布される際には、既に自貿区に登録した会社の取組を追認していただくことを要望する。

8 通信

日系通信企業の共通の認識として、基礎電信業務の規制緩和や開放よりもむしろ、付加価値電信業務を中心として一段の規制緩和を希望している。

- ・インターネット接続サービスの解禁
- ・インターネットデータセンター（IDC）業務の解禁
- ・通信エリア限定の撤廃
- ・付加価値電信業務に係る詳細な制度設計の更なる推進と情報提供の実施
- ・MVNOの解禁

回答：電信業務の開放措置は国家工業情報化部が制定し、関連する審査業務・権利も同部が保有する。上海は企業の要求を積極的に反映し、更なる開放を追求する。

工業情報化部及び上海市人民政府は「中国（上海）自由貿易試験区における付加価値電信業務の更なる対外開放に関する意見」等を公布し、上海自由貿易試験区の元の 28.78 平方キロメートルの範囲内で、外資企業に対して 7 項目の付加価値業務を開放し、そのうち、データ処理及び取引処理、国内の多方通信、保存転送類業務、コールセンター業務、インターネット接続サービスに係る外資企業の独資の認可、インターネット仮想プライベートネットワーク業務の外資持分比率は 50%を超えないものとした。2015 年 5 月、情報工業化部は、コールセンターのオペレータ業務の場所を上海市自由貿易試験区内から上海市に拡大すること、国内のインターネット、仮想プライベートネットワークのエッジルータ（原文：虚拟专用网业务边缘路由器）の設置場所を上海市自由貿易試験区内から上海市に拡大すること、サイトアクセラレータ・サーバーノード（原文：网站加速服务器节点）の設置場所を全国範囲に拡大することを許可した。

自由貿易区の拡大地域及びその他の貿易区において、付加価値電信業務の開放ネガティブリスト 2015 を実行する。つまり、中国が WTO に加盟した際に承諾した情報サービス、保存転送類、オンラインデータ処理及び取引処理の 3 項目の業務に限って開放すること、かつ、外資持分比率は 50%を超えないものとする（電子商務の独資は認可する）ことである。

9 批准手続きの簡素化

「先照後証」によって企業設立期間が 29 日から 4 日に短縮された。この工商部門の手続き簡素化を高く評価する声が多いが、会社設立後に事業展開するために必要な各種批准手続きの要件は旧来のままである。例えば、公演マネジメントや医療などは特別経営項目の事業展開のために必要な「行政認可証」取得は困難なままである。このため、現状、自貿区管理委員会関係のコンサルタント会社を通じて高額な手数料を支払わないと「行政認可証」の取得が難しいことから、「行政認可証」の取得要件緩和及び期間短縮を要望する。

回答：開放措置を拡大する中、一部のサービス業関連の投資者に対する資格制限は既に取り消され、また、外国投資者の持分比率に関する要求も緩和されたが、関連業界の規定が撤廃されていないため、実際に業務展開の際には管理部門の許可文書が必要となる。これは、サービス業に関する開放・拡大する過程

において、一部業界で市場参入と業界許可と足並みがそろっていない問題がある。例えば、旅行会社のアウトバウンド業務、食塩の卸売り、病院、教育研修などである。これらはコンサルティングの会社が解決できる問題でもない。現在、我々は市商務委、商務部及び各関連の業界管理部門と連携しながら、関連業界の許可の取得条件の適当な緩和にできる限り努めている。

10 ネガティブリストについて、

「中华人民共和国国务院令【外国律师事务所驻华代表机构管理条例】（第 338 号）」に基づくと、外国の弁護士事務所（合併を含む）は、中国人弁護士を雇用できないことになっているが、外国の弁護士事務所（合併を含む）が中国人の弁護士を採用できるように【外国律师事务所驻华代表机构管理条例】を調整した上で、来年のネガティブリストで緩和いただくことはできないか。来年のネガティブリストの見通しについて教えていただきたい。併せて、日本企業としての要望をどのように伝えていけばよいか教えていただきたい。

回答：2015 年ネガティブリストは 2014 年に比べて、法律サービス政策は、厳格化された。これは、国が法律分野の開放措置について開放に慎重であることを表しており、これからもこれは続く見込みである。

最後に、日本商エクラブ及び多くの日系企業の支持に改めて感謝を申し上げる。我々は引き続き良いサービスを提供していきたい。上海自贸区と浦東新区への日本企業の持続的な投資・発展を歓迎する。

上海市浦東商務委員会投資促進管理処

2015 年 7 月 20 日